

第4章 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画

第1節 総則

第1 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、東海地震に係る強化地域として1都7県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）157市町村（平成24年4月1日現在）が指定されている。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、①震度6弱以上の地域（地震の揺れによる著しい被害）、②20分以内に高い津波（沿岸で3m以上、地上で2m以上）が来襲する地域、③一体的な防災体制の確保等の観点についても配慮、を指定の基準としており、千葉県はこの地域には含まれていない。

しかしながら、千葉県域はこれら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想されるほか、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

このため、本町においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

第2 基本方針

1. 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2. 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生の恐れがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「第3章災害応急対策計画（震災対策編）」「第7章災害復旧復興計画（共通編）」で対処する。

3. 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の本町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午

後2時)とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

4. 計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第2節 防災機関の業務

県、町及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

1. 県

機 関 名	業 務 大 綱
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の施設防災対策に関すること 2 私立学校の指導に関すること
総合企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること 2 県民等に対する協力、広報活動に関すること 3 飲料水の供給指導に関すること
防災危機管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 4 通信その他施設整備に関すること
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の保全に関すること 2 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること 3 災害救助に関すること 4 医療救護に関すること 5 医薬品等の確保、供給に関すること 6 防疫及び保健衛生に関すること
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること 2 環境大気及び公共用水域の監視に関すること 3 地質環境保全及び監視に関すること
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の確保及び調達に関すること 2 商工業者、商工団体に対する指導に関すること 3 金融機関の業務確保に関すること 4 高圧ガス、火薬類の取締りに関すること 5 職業訓練施設の保全に関すること
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設の保全に関すること 2 農業金融の指導に関すること 3 非常食糧の確保に関すること 4 農林業団体に対する指導に関すること 5 林地、治山施設の保全に関すること 6 漁業金融の指導に関すること 7 漁業団体に対する指導に関すること 8 農林水産部所属船舶の保全に関すること 9 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること 10 漁業無線による通信手段の確保に関すること 11 漁業漁港施設の保全に関すること

機 関 名	業 務 大 綱
県土整備部	1 道路及び橋梁の保全に関すること 2 水防に関すること 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること 4 港湾施設の保全に関すること 5 土木資材の確保に関すること 6 県営住宅の保全に関すること 7 建築物の防災に関すること 8 宅地の防災に関すること 9 下水道施設の保全に関すること
出納局	災害経費に関すること
水道局	1 県営水道施設の保全に関すること 2 飲料水の供給、確保に関すること
企業庁	1 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関すること 2 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関すること 3 工業用水道施設の保全に関すること 4 工業用水の供給、確保に関すること
病院局	1 県立病院の保全に関すること 2 医療救護に関すること
教育庁	1 文教施設の保全に関すること 2 公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること 3 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること 4 文化財の保護に関すること
警察本部	1 警備本部の設置、運営に関すること 2 各種情報の収集、伝達に関すること 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 4 交通の混乱等の防止に関すること

2. 睦沢町

機 関 名	業 務 大 綱
睦沢町	1 町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る予防、応急対策に関すること 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること 5 広報、教育、防災訓練に関すること 6 消防、水防対策に関すること 7 町が管理又は運営する施設対策に関すること 8 例外措置としての住民避難に関すること

3. 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
関東農政局 千葉地域センター匝瑳支所	1 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関すること 3 主要食糧の需給に関すること
関東運輸局	1 船舶による安全輸送の指導に関すること 2 鉄道による安全輸送の指導に関すること 3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関すること
関東地方整備局	1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること 2 河川施設、道路施設の保全に関すること 3 緊急輸送の確保助言に関すること
東京管区気象台 銚子地方気象台	1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
関東総合通信局	1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること 2 非常通信の運用に関すること

4. 自衛隊

機 関 名	業 務 大 綱
陸上自衛隊 第1空挺団	1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 災害発生時における救援活動の実施に関すること

5. 指定公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
東日本電信電話 (株)千葉支店	電報、電話等の通信の確保に関すること
(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
ソフトバンクモバイル (株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
日本赤十字社 (千葉県支部)	1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く）に関すること 2 災害救護に関すること 3 日赤医療施設の保全に関すること 4 血液センター施設の保全に関すること
日本放送協会 (NHK千葉放送局)	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること
日本通運(株) 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること
東京電力(株) 千葉支店	1 電力の需給に関すること 2 電力施設等の保全に関すること

6. 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
(株)ニッポン放送 千葉テレビ放送(株) (株)ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3節 事前の措置

第1 防災体制の整備促進

地震災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために平常時から防災体制の整備促進を図る。特に緊急的に促進すべき事項について定めるものとする。

1. 情報伝達手段の整備（総務課）

町は、地震情報を迅速に伝達するために設置する町防災行政無線の整備事業を行う。

2. 建築物・構造物の地震対策（まちづくり課）

(1) 町は、防災上重要な町有建築物に対し、耐震診断・耐震改修を実施するとともに、民有建築物についても県と連携して安全性の確保を図る。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

ア 県の「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月に制定）に基づき、町は必要に応じブロック塀等の倒壊防止を指導する。

イ 通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには補強・改修指導を徹底する。

(3) 落下物防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物からの窓ガラス、看板等の落下防止措置等の知識の普及を図る。また、避難路に面する3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、補強・改修の指導を徹底する。

3. 道路・河川・地すべり等の対策（まちづくり課）

(1) 施設の点検・耐震化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設などの調査・耐震点検を実施し、東海地震発生に伴う危険予想地域を把握し、耐震補強に努める。

(2) 資機材の整備

地震発生に備え、資機材の確保及び点検整備に努める。

4. 食料の確保（産業振興課）

(1) 災害応急食料の確保

町は、管内の小売販売業者又は卸売業者等に対し、在庫確保及び供給準備をとるよう要請する。

5. 学校・こども園の耐震性の強化（教育課）

(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。

(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。

(3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。

(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。

- (5) 万年塀、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。
- (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。

6. 病院・社会福祉施設等の耐震性の強化（福祉課・健康保険課）

- (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策
- (2) 医薬品及び危険物等の安全対策
- (3) 飲料水、薬品等の備蓄
- (4) 発電機の整備
- (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施
- (6) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置
- (7) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策
- (8) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2 事業所等に対する指導及び協力要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などについては、関係事業者の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、次の事項について指導及び協力要請するものである。

1. 防災上重要な事業所に対する指導、協力要請

機 関 名	指 導 事 項 等
総務課 会計課	(1) 本計画に基づき町内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程にさだめるよう長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）に指導を要請する。 ① 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規定を作成すべき事業所 ② 計画策定上の指導事項 ア 消防計画 (ア) 火気の手扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検手扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項

機 関 名	指 導 事 項 等
	<p>イ 予防規程 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の手扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 作業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p> <p>(2) 金融機関の業務確保 警戒宣言が発令された場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため県の指示に従い、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>① 金融機関の業務対応 ア 警戒宣言が発令された場合においても原則として、平常通り営業を継続する。 イ 強化地域内に所在する金融機関向けの内国為替、手形交換為替業務の取扱いについては停止する。</p> <p>② 金融機関の防災体制の確立 ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講ずる。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類及び物品等の安全確保及び要員の配置等について適切な応急措置を講ずる。</p> <p>③ 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨掲示する。 イ 警戒宣言の発令に伴い、金融機関のとるべき業務対応については、平常時より周知徹底を図る。</p> <p>(2) 町民に対する指導 警戒宣言発令中における貯金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで貯金引出しの必要のないことを指導する。</p>
長生健康福祉センター	<p>(1) 警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して、次により指導を行う。</p> <p>① 施設等の緊急点検、巡回 ② 充填作業、移し換え作業等の自粛 ③ 施設の損壊防止措置</p>

2. 生活関連事業所に対する指導・要請

機 関 名	指 導 事 項 等
産業振興課	(1) 食料品、生活物資等を扱う事業所 ① 生鮮食品の安定供給を確保するため、町内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。 ② 食料品及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。 ③ これらの指導、要請については県の指示に基づき行う。
税務住民課	(1) 町税の対応措置 ① 警戒宣言発令による混乱が発生し、町税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 ② 警戒宣言発令中において町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。

第3 住民に対する広報

町は、警戒宣言発令時において予想される社会的混乱を未然に防止し、また、地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために、積極的な広報活動を行い、地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努める。

1. 広報の内容

(1) 東海地震に関する一般知識

ア 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステムなど

- イ 警戒宣言、東海地震注意情報等用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
 - ウ 警戒宣言を伝える防災信号（サイレン・警鐘等）について
 - エ 地震が発生した場合の予想影響度
- (2) 警戒宣言時に主要防災機関のとのる対策について
 - (3) 住民、事業所等が具体的にとるべき行動方針
 - (4) その他必要な事項

2. 広報の方法

広報の方法は、主に広報むつざわ等の印刷物等を通じて実施する。

第4 防災教育

1. 職員に対する教育

災害対策要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言等の内容及びこれに基づきとられる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

2. 児童・生徒・園児等に対する教育

教育委員会は、児童・生徒・園児等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体的安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本町への影響度、予想される危険等
- ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校・こども園がとる措置
- オ 児童・生徒・園児等の学校・こども園内及び通学（園）時における安全対策、行動指針

カ 学校・こども園施設等の防災対策

キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校・こども園行事の中で取り扱う。

ア 内容の選択及び指導にあたって、地域、学校・こども園の立地条件を十分考慮する。

イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

エ 避難訓練の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）、学校・こども園行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒・園児等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第5 地震防災訓練

1. 総合防災訓練

町は、県、各防災機関の協力を得て、総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民・事業者等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2. 住民、事業所が実施する訓練

町、各防災機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1 東海地震注意情報の伝達

1. 伝達

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体、住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

2. 伝達事項

- (1) 町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置の準備をする等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

1. 災害対策本部設置準備

第2 配備体制をとるとともに、警戒宣言が発令された場合に備えて災害対策本部設置の準備をする。

2. 東海地震注意情報発表時の所掌事務

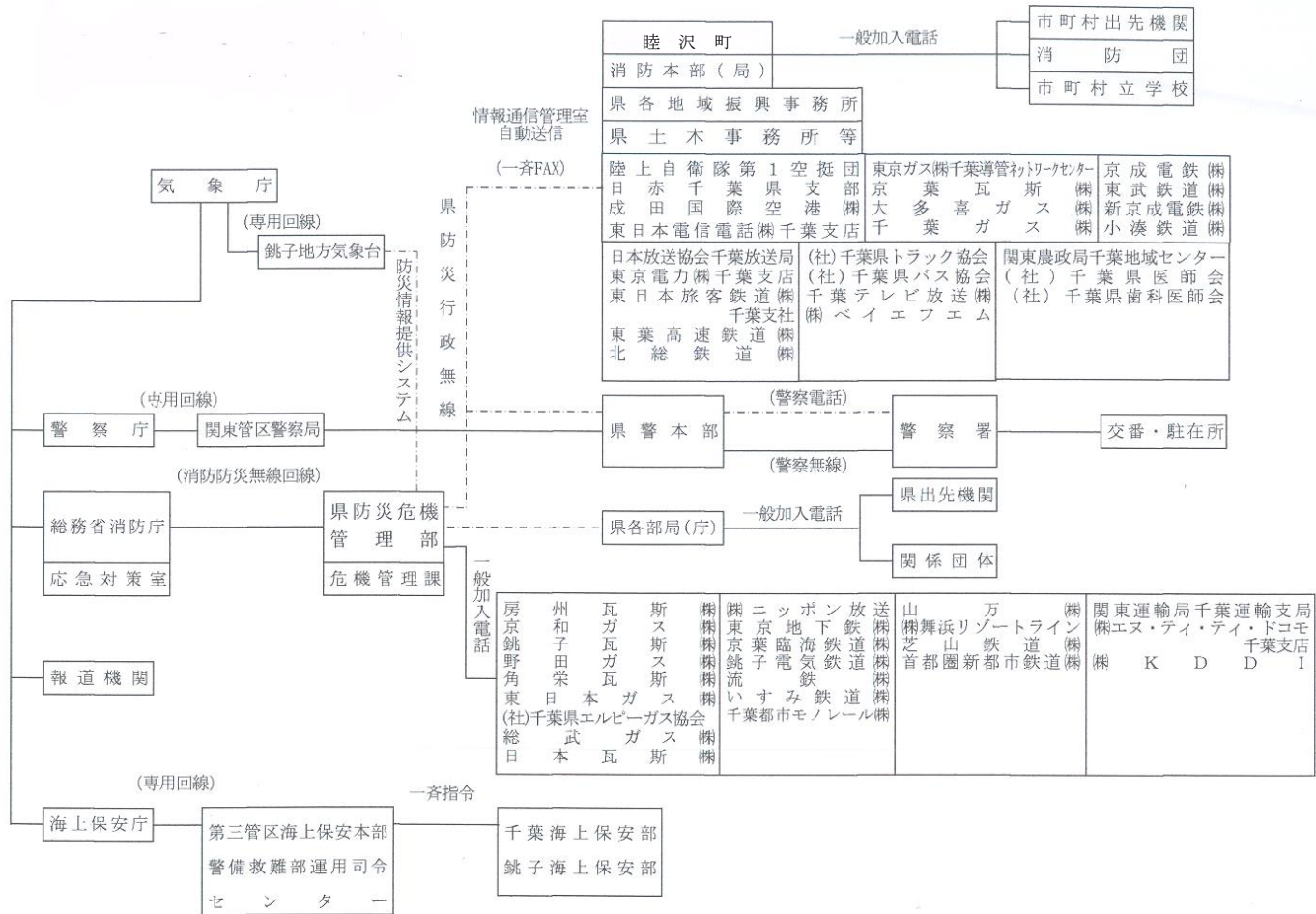
災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、他市町村、各防災機関との連絡調整の準備をする。

3. 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

■ 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

町内において、混乱発生のおそれが予測される場合は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等によって必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部）へ緊急連絡を行う。

第5節 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1 活動体制

町は警戒宣言が発せられ、災害の発生する恐れがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置場所、各班の所掌事務等は、「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第1節災害応急活動体制」によるものとする。

第2 警戒宣言の伝達及び広報

各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

1. 警戒宣言の伝達

(1) 庁内及び出先機関への伝達

町は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、県から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各課、出先機関等へ伝達する。

(2) 一般住民に対する伝達

一般住民に対しては、消防署（団）の協力を得て、サイレン、警鐘、防災行政無線、緊急速報メール等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本町への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他必要事項

2. 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 住民及び事業所のとるべき防災措置

- ア 火の注意
- イ 水のくみおき
- ウ 家具類の転倒防止等
- エ 情報収集

(2) 混乱防止のための対応措置

- ア 道路交通の混乱防止のための広報
走行中の車両の減速走行の呼びかけ、自動車利用の自粛及び中止要請等
- イ 電話の輻輳（ふくそう）による混乱防止のための広報

電話利用の自粛要請等

- ウ 買い出しなどによる混乱防止のための広報
買い急ぎをする必要のないこと等
- エ 金融機関等の混乱防止のための広報
急いで引き出しをする必要のないこと等

(3) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 出火、斜面災害等各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

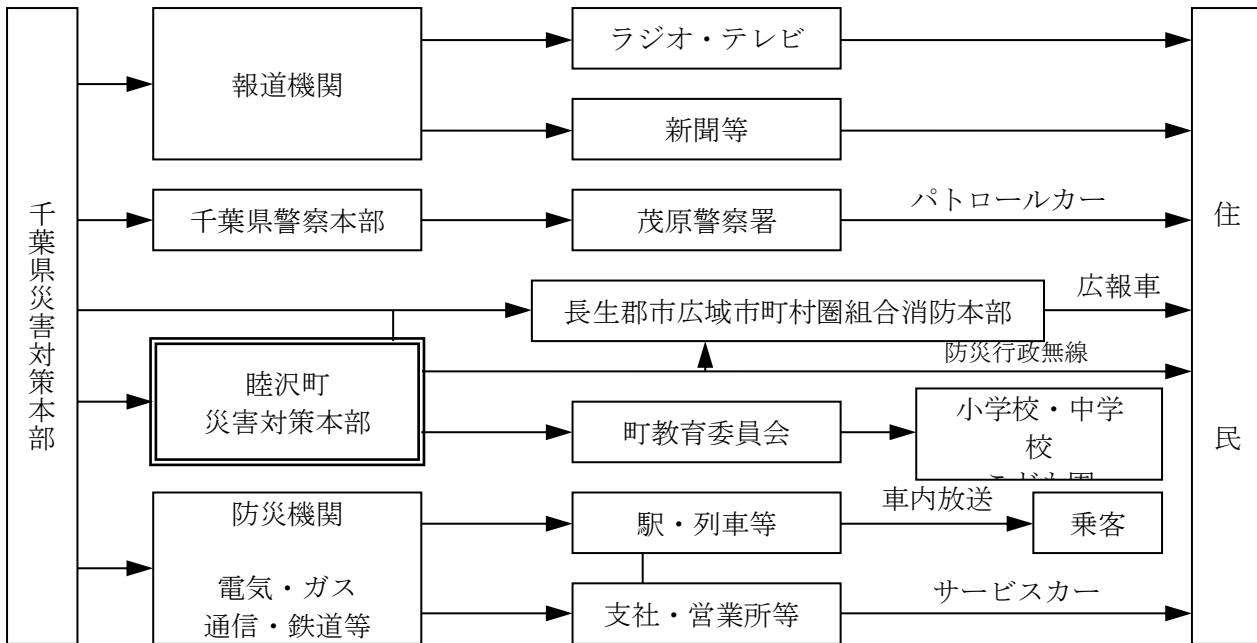
(4) 広報の実施方法

防災行政無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

3. 警戒宣言の伝達手段

警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

■ 一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



第3 水防・消防等対策

1. 町

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水害等防除のための警戒
- (3) がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2. 水防管理団体（町）

町は水防管理団体として、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第4 上水道対策

1. 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。また、住民事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、災害発生に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2. 要員の確保、資機材の点検整備等

- (1) 要員の確保等警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定工事店等との連絡協力体制について確認する。
- (2) 資機材の点検整備等災害発生に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

3. 施設の保安措置等

- (1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領を定め、これに基づいて直ちに点検確認を実施する。
- (2) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。
- (3) 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。
- (4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

4. 広 報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること

イ 災害発生に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

(ア) 飲料水の汲み置き

ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

(イ) 生活用水の汲み置き

浴槽等を利用して、貯水する。

ウ 災害発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

ア 広報車による広報

イ 水道工事店の店頭掲示等

ウ 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼

エ ホームページによる広報等

第5 学校・こども園、病院、社会福祉施設対策

1. 学校・こども園対策

教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒・園児等の安全を確保するとともに、学校・こども園施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、睦沢町地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒・園児等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、または連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童・生徒・園児等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校・こども園に残留し、保護する児童・生徒・園児等（上記ア・イ以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (4) 家族への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校・休園とする。
- (6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2. 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3. 社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられた場合、各社会福祉施設は迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- (1) 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

- (2) 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等
- (3) 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、収容者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確認
- (5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (7) その他必要な事項

第6 避難対策

警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1. 警戒宣言時の措置

- (1) 避難勧告・指示
町長は、消防署（団）等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。
- (2) 避難所の確認
 - ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
 - イ 防災設備等を確認する。
 - ウ 給食、給水用資機材を確認する。
 - エ 衣料品等生活必需物資を確認する。
- (3) 情報伝達体制の確認
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。
- (4) 関係機関に対する通知
避難所を開設した場合は、速やかに県、消防署等関係機関に通知する。
- (5) 職員の派遣
避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。
- (6) 要援護者に対する介護措置
幼児、児童、老人、傷病者等、他人の介護を要する者に対して必要な介護を行う。
- (7) 給食・給水措置
給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な介護を行う。
- (8) その他
避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

第7 防疫対策

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

- (1) 感染症予防委員の選任、防疫作業員の雇上げ及びその組織等の準備
- (2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認

第8 その他の対策

1. 緊急輸送の実施準備

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第4節被害軽減対策」に従って輸送体制を確保する。

第6節 住民等のとるべき措置と対応

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想され、本町においても被害の発生が予想され、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が予想される。

このため、国、県及び町を初めとする防災関係機関は、一体となって防災対策を講ずるが、防災対策は単に防災関係機関だけの対応では出来ず、町民、自主防災組織（町内会組織）及び各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たし、被害を軽減することとなる。

本章では平常時、東海地震注意情報の発表、警戒宣言発令時から地震発生時において、それぞれの取るべき防災措置の基準を示すものとする。

1. 住民のとるべき措置と対応

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ① わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 ② ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ① タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 ② 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ③ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> ① ガスコンロ、ガsstーブ等の定期点検を行う。 ② プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う ③ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ④ 火気使用場所周辺に、可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ② 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく。（1人1日分の飲料水約3ℓ） ② 食料は、長期保存ができる食品（米、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を3日分程度準備しておく。 (6) 救急医薬品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾等を救急箱等に入れて準備をしておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> 下着、毛布、タオル、石鹸、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金槌、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 (9) 防災講習会、研修会、防災訓練に参加する。 <ul style="list-style-type: none"> 町役場、消防本部（署）、自主防災組織が行う防災講習会、研修会、防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、技術、災害発生時の行動力を高める。

区 分	と る べ き 措 置
	(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ① 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 ② 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。 (12) 町の指定避難所のうち最寄りの避難所を2箇所以上確認しておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の使用を自粛する。 (3) 自家用車の利用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 警戒宣言情報を入手する。 ① 町の防災信号（サイレン）、防災行政無線の放送等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 ② 県、町、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ① 家具、棚等の上の重い物をおろす。 ② 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープをはる。 ③ ベランダの置物をかたづける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ① 火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ② ガス器具等の安全設備を確認する。 ③ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 ④ 火気使用場所及びその周辺の整理整頓をする。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 ① 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 ① 県、町、消防本部等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ① 路上に駐車中の車両は、空地や駐車場に移動する。 ② 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童、生徒、園児、老人、傷病者の安全を確認する。 ① 幼児、児童、生徒、園児、老人、傷病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 ② 幼児、児童、生徒、園児が登園、登校している場合は定められた園、学校・こども園との打ち合せ事項に対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用を避ける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

2. 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない町内会組織等にあつては、町内会組織等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 組織の編成と各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ① 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 ② 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ③ 地域内の消防水利を把握する。 ④ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 ⑤ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ① 各戸に対して火気使用器具の点検を指導する。 ② 各戸に対して可燃性物品の点検を指導する。 ③ プロパンボンベの点検を指導する。 (5) 防災資器材の整備をする。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材を整理しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ① 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 ② 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオの他、県、町、警察署、消防署等防災関係機関の正しい情報を入手する。 (2) 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動態勢を確立する。 ① 自主防災組織の編成を確認する。 ② 自主防災組織本部を設置する。 ③ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 町、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける。 (4) 防災資器材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、園児、老人、傷病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

3. 事業所のとるべき措置

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め防災計画を作成し、対応を図るものとする。防災計画作成上の留意事項は、次によるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ① 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 ② 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 従業員の防災知識の高揚 ② 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 ③ 従業員の安否確認方法 ④ 従業員の帰宅対策 (3) 防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> 災害に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 (4) 危害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設、設備の定期点検 ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 ② 消防水利、機材の整備点検 ③ 商品の整備点検 ④ 可燃性物品の管理点検 (6) 防災資器材等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等の整備 (7) 情報の収集、伝達体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ① 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立 ② 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報の選定
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオのほか、県、町、警察署、消防署等防災関係機関の正しい情報を入手する。 (2) 自衛防災体制を準備、確認する。 (3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の活動態勢を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自衛防災組織の編成を確認する。 ② 自衛防災本部を設置する。 ③ 自衛防災本部の役割分担を確認する。 (2) 情報の収集、伝達態勢をとる。 <ul style="list-style-type: none"> 町、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設、設備を確認する。 ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。

区 分	と る べ き 措 置
	<p>(4) 出火防止措置を確認する。</p> <p>① 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる態勢をとる。</p> <p>② 火気使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>③ 消防水利、機材を確認する。</p> <p>④ 可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資器材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）事業所においては町民生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入りするホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシーおよび生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>